

平成二十年十二月二日受領
答弁第二五八号

内閣衆質一七〇第二五八号

平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員近藤昭一君提出建築基準法第四十二条第一項で定義される「道路」の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員近藤昭一君提出建築基準法第四十二条第一項で定義される「道路」の解釈に関する質問に
対する答弁書

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項に規定する道路は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路等であつてその幅員が原則として四メートル以上のものをいうが、いずれにしても、個別の道路が同項に規定する道路に該当するか否かについては、個々の実態に応じて特定行政庁において適切に判断されるべきものである。